三　当該適用連結事業年度の欠損控除前連結所得金額の百分の五十に相当する金額から各認定事業適応連結法人の前号ニ及びホに掲げる金額の合計額を合計した金額を控除した金額

四　当該特例事業年度において生じた連結欠損金額に係るその認定事業適応連結法人の法人税法第八十一条の九第三項に規定する特定連結欠損金個別帰属額（同項第一号に掲げる金額（同条第二項第一号イに規定する災害損失欠損金額を除く。）に係る同条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額に限るものとし、同法第八十一条の十第一項の規定により同法第八十一条の九第一項の規定を適用しないものとされた連結欠損金額に係る同条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額を除く。）から次に掲げる金額を控除した金額

イ　当該特定連結欠損金個別帰属額に係る連結欠損金額につき前項の規定を適用しないものとした場合に法人税法第八十一条の九第一項の規定により当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額のうち当該特定連結欠損金個別帰属額に係る部分の金額

ロ　当該特定連結欠損金個別帰属額のうちその認定事業適応連結法人の控除対象個別所得金額（当該特定連結欠損金個別帰属額に係る連結欠損金額に係る法人税法第八十一条の九第一項ただし書に規定する限度超過額を計算する場合の同項第一号イに規定する控除対象個別所得金額をいう。）を超える部分の金額

五　その認定事業適応連結法人の第二号イに掲げる金額から同号ロからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額

六　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額のうちその認定事業適応連結法人に帰せられる金額として政令で定める金額

イ　当該適用連結事業年度の欠損控除前連結所得金額の百分の五十に相当する金額

ロ　当該適用連結事業年度における当該特例事業年度前の各特例事業年度において生じた連結欠損金額に係る超過控除対象額及び個別超過控除対象額の合計額

3　第一項の規定は、同項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に前項に規定する超過控除対象額及び個別超過控除対象額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の九十八第一項中「第二条第五項」を「第二条第六項」に、「同条第二十項」を「同条第二十五項」に改め、同条第八項中「第四十八条第二号」を「第四十六条第二号」に改める。

第七十条の二第二項第一号中「以下」を「（住宅取得等資金を充てて新築、取得又は増改築等（第五号から第七号までにおいて「新築等」という。）をした住宅用の家屋の床面積が政令で定める規模未満である場合には、千万円）以下」に改め、同項第五号中「新築、取得又は増改築等」を「新築等」に改め、同項第六号中「新築、取得又は増改築等（以下この号及び次号において「新築等」という。）」を「新築等」に、「同号」を「次号」に改め、同号イ(3)中「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同号イ(4)を削り、同号ロ(3)中「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同号ロ(4)を削り、同項第七号イ(2)中「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同号イ(3)を削り、同号ロ(2)中「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同号ロ(3)を削る。

第七十条の二の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「次項及び第十項」を「次項及び第十二項」に、「、第四項及び第十項」を「及び第四項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同条第二項第一号イ中「第十一項及び第十二項」を「第十三項及び第十四項」に改め、同項第二号ロ(1)及びハ(1)中「第七項」を「第九項」に改め、同項第五号中「第八項」を「第十項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同条第四項中「及び第六項」を「から第七項まで」に改め、同条第六項中「第十二項第五号」を「第十四項第五号」に改め、同条第二十三項中「第二十項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十九項及び第二十項」を「第二十一項及び第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「又は次条第十八項」を「次条第二十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第九項」を「第十一項」に、「第十二項」を「第十四項」に、「及び第十四項」を「、第十五項及び第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第十九項及び第二十項」を「第二十一項及び第二十二項」に、「第十二項第四号」を「第十四項第四号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十二項第四号」を「第十四項第四号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「書類」を「書類（電磁的記録を含む。）」に、「提出した」を「提出又は提供をした」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第十六項第三号」を「第十八項第三号」に改め、「（当該贈与者の死亡前三年以内に当該受贈者が当該贈与者の行為により信託受益権を取得した場合、当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合において、当該受贈者が当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について同項本文の規定の適用を受けたときに限る。）」を削り、同項第二号中「第十七項」を「第十九項」に、「第十三項」を「第十五項」に、「第十四項」を「第十六項」に改め、「第四号並びに」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「第七十条の二の二第十項第二号」を「第七十条の二の二第十二項第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第十項第三号」を「第十二項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第十九項」を「第十三項及び第二十一項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　第三項又は第四項の規定により教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書を提出しようとする受贈者は、これらの申告書の提出に代えて、これらの規定に規定する取扱金融機関の営業所等に対し、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次条第七項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該受贈者は、これらの申告書を当該取扱金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

8　前項の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「に記載すべき事項又は」と、「がこれら」とあるのは「に記載すべき事項がこれら」と、「受理された」とあるのは「提供された」とする。

第七十条の二の三第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「二十歳」を「十八歳」に、「第十項」を「第十二項」に、「第十五項第三号」を「第十七項第三号」に、「第七項」を「第九項」に改め、同条第二項第二号ロ(1)及びハ(1)中「第七項」を「第九項」に改め、同項第五号中「第八項」を「第十項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同条第四項中「及び第六項」を「から第七項まで」に改め、同条第六項中「第十一項第三号」を「第十三項第三号」に改め、同条第二十二項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十八項及び第十九項」を「第二十項及び第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第九項」を「第十一項」に、「第十三項」に、「第十項、第十二項及び第十三項」を「第十二項、第十四項及び第十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十八項及び第十九項」を「第二十項及び第二十一項」に、「第十一項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同項を同条第十